

平成25年1月8日

準抗告申立書

広島地方裁判所刑事部御中

申立人 片岡 健

〒734- [redacted] 広島市南区 [redacted]
電話&ファックス082 ([redacted]) [redacted]
携帯電話090 ([redacted]) [redacted]

申立人が平成24年9月5日、被告人飯田眞史に対する殺人、窃盗被告事件に係る保管記録の閲覧を請求したのに対し、平成24年10月16日に広島地方検察庁の検察官がなした処分に不服があるので、準抗告を申し立てます。

第1 申立の趣旨

広島地方検察庁の検察官は、飯田眞史の裁判に提出していない証拠のうち、同検察庁で保管しているものを申立人に閲覧させるという決定を求めます。

第2 申立の理由

1、広島地方検察庁の検察官がなした本件処分の具体的な内容は、

- ① 飯田眞史に対する第一審判決
- ② 飯田眞史が作成した控訴趣意書
- ③ 飯田眞史の弁護人が作成した控訴趣意書
- ④ 広島高等検察庁の検察官が上記③に対する意見をまとめた答弁書
- ⑤ 飯田眞史の弁護人が作成した控訴趣意補充書
- ⑥ 広島高等検察庁の検察官が上記⑤に対する意見をまとめた答弁書
- ⑦ 飯田眞史の弁護人が作成した控訴趣意補充書訂正書
- ⑧ 飯田眞史に対する控訴審判決
- ⑨ 飯田眞史に対する上告審決定

という計9点の保管記録を一部黒塗りした上で、広島地方検察庁の庁舎内で申立人に閲覧させるというものでした。

そして、担当の検察事務官の説明によると、この9点以外の保管記録を申立人に閲覧

させなかった事情は、

A、飯田眞史が現在、広島高等裁判所に再審請求中であるため、裁判で証拠採用された記録は同裁判所に貸し出しており、閲覧させるのは不可能である

B、検察官が保管していても、裁判に提出していない証拠は、そもそも閲覧請求の対象にならないので、申立人に閲覧させる否かを検討すらしていない

という2点であるとのことでした。

2、しかし、上記Bのような対処は明らかに違法です。

というのも、刑事裁判の終結後、その保管記録を「何人も」閲覧できると刑事訴訟法で定められている趣旨は色々考えられますが、その中には当然、裁判が公正に行われたか否かを国民がチェックできるようにするという趣旨も含まれているはずです。

そして、裁判が公正に行われたか否かを国民が判断するためには、裁判で調べられた証拠のみならず、検察官が裁判に提出しなかった証拠も検証する必要があります。

それは、いわゆる「検察官の証拠隠し」によって、これまでに数多くの冤罪が発生してきた歴史的事実を見れば明らかです。

したがって、法の趣旨に照らせば、検察官が裁判に提出しなかった証拠も閲覧請求の対象にならないはずはありません。

3、加えて、本件事件は、まだ若い女性が凄惨な暴行を加えられて死に至り、その犯行を敢行した嫌疑をかけられながら一貫して無実を訴えてきた男性が有罪判決確定後も身の潔白を証明するため、再審請求している事案です。

つまり、冤罪の疑いがあるばかりか、残虐な犯行を敢行した真犯人がいまだ野放しになっている疑いもある事件だということです。

このような事件については、裁判が公正に行われたか否かを国民がチェックする必要性がひとときわ高いと言えます。

4、したがって、検察官は本件事件に係る証拠のうち、裁判に提出していない証拠についても、申立人に閲覧させることが可能か否かを改めて検討した上、閲覧可能な証拠を申立人に閲覧させるべきです。

以上